

論文の和文要旨

論文題目	「韓国文化財」形成過程に関する史的考察 -植民地期「朝鮮文化財」研究の成立と言説空間の形成-
氏名	全 東園

キーワード：

近代韓国文化財史、植民地主義(コロニアリズム)、朝鮮総督府博物館、李王家博物館、古蹟調査、関野貞、八木奘三郎

1) 研究の目的

韓国で初めて「文化財」という語が定義されたのは、1962年1月10日、韓国における「文化財保護法(全文73条)」の制定、公布の時であった。この「文化財保護法」の起草が完了したのは、それより少し早い1958年3月¹⁾、日本との国交正常化に向けた日韓会談(第4次)の最中のことであった。

しかし韓国において、「文化財」という語が「正式に」使われるようになったのは、「文化財及び文化協力に関する協定(以下、文化財協定と表記)」をめぐって植民地期に日本人によって持ち去られた韓国「文化財」の返還交渉のため開かれた1958年6月4日の第4次日韓会談のときからである。英文の『会談録』における「cultural properties」に対する日本側の訳語「文化財」の韓国側の文書への「転用」、また、1950年8月に日本で制定されていた「文化財保護法」の制定における日韓会談にも参加していた保存委員からの伝播により、韓国でも、日本と同様「文化財」という単語が一般に使われるようになったのであると考えられる。

¹⁾ 「20人以内保存委を設置『文化財保護法』成案」『東亜日報』1958年3月27日付。

しかし、「文化財」そのものの歴史と概念には、日韓両国の間に大きな隔たりが存在する。周知のとおり、日本の「文化財保護法」は法隆寺金堂壁画の火災を機に、既存の「国宝」や「宝物」、「重要美術品」などの保存及び保護の策を講じるため作られたものである。

一方、韓国における「文化財保護法」は「被奪」、つまり植民地期に「略奪」された「国宝・美術品」を取り戻すための日韓会談を機に、作られたのである。すなわち、両国で使われる「文化財」の概念は、似て非なるものなのである。

韓国における「文化財史」研究においては、植民地期に略奪された「我が国家の文化財」被害状況を描き出すことと、そのシステムを作り上げた日本帝国主義/植民地主義を批判的に考察することの、二大課題の解明に問題意識が集中した研究の蓄積により、「韓国文化財」には常に日本植民地時代の残影が付きまとうことになり、そこにさらなる強力な国家イデオロギーが育まれることとなった。

それでは、韓国において、日本が関与する「文化財」以前の文化財をめぐる状況はどのようなものだったのであろうか。

植民地期の「朝鮮文化財」に関する研究領域としては、主に「朝鮮総督府博物館」と朝鮮総督府の「古蹟調査事業」を取り扱う論考が中心となっており、それも大部分は帝国主義/植民地主義の批判や「文化財」の略奪に収斂されている。植民地期の「朝鮮文化財」関連分野は植民支配者たる「日本人」に独占されていたため、朝鮮史(韓国史)からみて限界があるのも確かである。

そこで生じた本稿における一つ目の研究目的は、以下のようにまとめられる。第一に、戦後に強力なナショナリズムが付きまとうこととなる「韓国文化財」について、韓国で「文化財」という語が使用される前の「文化財」に関する歴史を概観し、その形成過程を植民地期を貫いて時期別に分けて検討することである。そして第二に、そこから付着された「朝鮮文化財」の価値、つまり「歴史的」・「芸術的」価値をめぐる動向を明らかにすることである。すなわち、本研究における課題のひとつは、韓国において「文化財」を冠する通史的な研究、「韓国文化財史」の構築であるともいえる。戦後(解放後)から猛烈な国家イデオロギーを発信する「韓国文化財」の史的考察を、戦前の植民地期から一貫する視点に立ち試みる。

本稿における二つ目の研究目的は、植民地期の「朝鮮文化財」の調査及び研究活動を通じて、その概念を作り、その価値評価をくださった「日本人」の存在を明らかにすることである。

本文に詳しく記述するとおり、植民地期朝鮮の「朝鮮文化財」に関わったうちのほとんどが日本人である以上、「朝鮮文化財史」研究は朝鮮史(韓国史)の範疇を超え、日本史との連携のうえで考察されなければならない。

しかしながら、既存の研究において「韓国文化財史」に登場する日本人たちは、畢竟、「日本帝国」を代表する者として、「帝国主義者/植民主義者」の代表として、個性が埋没されたままの「日本人」として描かれている。そこには彼らの専門性も個人としての研究背景も存在しない。植民地期の「朝鮮文化財」をめぐる歴史的現状を把握し、歴史的な研究を豊かにするためには、こうした多数の日本人を「日本(帝国)」の代表者として取り扱うのではなく、一人一人の個人としての「人物像」を浮上させ、彼らが行った「朝鮮文化財」をめぐる行為の実相を明らかにする必要があるのである。

2) 各章の内容

1章では、研究目的で述べた植民地時代の通史的研究へのアプローチとして、東京帝国大学の海外学術調査に始まり、また、八木奘三郎の「大韓帝国」調査について検討した。前者については、東京大学の設立と学術調査の開始、東京大学の統一行政と学術調査の定着、帝国大学時代における海外学術調査、東京帝国大学初期の海外学術調査と「大韓帝国」、韓国統監府設置後の変化と、時代を追って詳細に検討することで、日本の学知が朝鮮半島へ渡っていった経緯と、その調査実態についての概観を試みる。また、八木の「大韓帝国」調査をめぐるのは、調査の背景、内容、そして八木の「朝鮮美術」論について順に検討する。

2章では、植民地期の「朝鮮文化財」の調査及び研究活動に携わった日本人研究者の「人物像」を浮上させ、彼らが行った「朝鮮文化財」をめぐる行為の実相を明らかにするためのアプローチとして、「朝鮮文化財」研究において欠くことのできない研究者である関野貞の「朝鮮文化財史」を検討している。帝国大学までの来歴、奈良における研究、東京帝国大学助教授としての研究、また関野貞の「韓国」調査とその背景の検討を以て関野貞の学問的背景を概観したのち、朝鮮調査の来歴、「朝鮮美術(史)」研究の内容、関野貞の研究方法論と「朝鮮美術史」の特徴、朝鮮(史)認識、建造物を頂点とする美術ジャンルのヒエラルキー(評価と指定)の検討を通して、「朝鮮美術(史)」研究の内容を考察した。

3章では、植民地期朝鮮における「朝鮮文化財」をめぐる言説空間が、どのように展開されていったのか、日本との植民地併合前と併合後に分けて考察する。第1節において

「高麗磁器」をめぐる動き—李王家博物館の蒐集と東京帝国大学の「朝鮮文化財」調査を通して併合前の「朝鮮文化財」言説領域を検討したのち、第2節においては寺院管理、森林課の調査と蒐集、「遺失物法」-警務局と各道長官、学務局の教科書編纂事業と史料調査、内務部の古蹟調査事業について考察しながら、併合後の、朝鮮総督府の行政空間における「朝鮮文化財」について概観した。

4章では、植民地朝鮮について「博物館」をめぐる言説空間を検討する。第1節において植民地期朝鮮における「李王家博物館」という言説空間について、設立背景に関して相反する三つの記録や「李王家博物館」の組織と運営の面から考察したのち、第2節において、朝鮮物産共進会における「朝鮮文化財」の蒐集について検討しながら「朝鮮文化財」言説空間の拡大、朝鮮総督府博物館の誕生を論じた。その後、第3節において朝鮮総督府博物館の経営主体と所蔵品に関する考察を行った。

なお、本稿全体を通じて、朝鮮半島に近代の概念を持つ「文化財」が形成され始める時期から、1945年の時期までの通史的アプローチを取り、時期ごとに「朝鮮文化財」に関する多様な動きや言説などを対象に検討する。ある特定の時点やある特定の人物による、特定の「朝鮮文化財」だけではなく、韓国近代の初期から1945年までの「朝鮮文化財」につけられた「評価」の全体像の考察を通じて、戦後の「韓国文化財」についているナショナリズムの歴史的特徴を浮かび上がらせようとしてとめた。

また、人物をめぐる考察にあたっては、単に日本人の名前を列挙するばかりでなく、彼らの「朝鮮文化財」研究が持つ伏線にも考察の領域を広げなければならないことを念頭に、「朝鮮文化財」とかかわる主要人物(日本人)について、可能な限り一人一人の人物像を浮き彫りにしたうえで、その研究を取り巻く日本の「歴史的」状況も考察対象に入れて検討を行った。

3) 結論

本稿においては、大きく分けて、「韓国文化財史」の構築と、植民地期の「朝鮮文化財」の調査及び研究活動を通じてその概念、価値評価に関わる「日本人」たちの存在とその人物像の明確化という二つの課題のために論じた。

「韓国文化財史」の構築については、ここで一口に述べることには無理があるが、朝鮮半島に韓国統監府が設置される前から、植民地からの解放までの、通じて凡そ100年間に渡る期間を詳細に検討することができた。その点では、「韓国文化財史」の構築においては、少なくとも多少の貢献ができたといえよう。

また、「日本人」たちの存在とその人物像の明確化については、八木装三郎と関野貞を中心に、植民地期朝鮮文化財史を検討するにあたってあらわれた人物を詳細に拾い上げ、

列挙するばかりでなくその背景についても述べてきた。象徴的な例としては、植民地期に登録された朝鮮文化財は、建築部門を中心にするその傾向においても、朝鮮美術品の価値を定める基準点においても、関野貞の「絶対的な」影響のもとで働いていたこと、そして、関野が指定し価値を付けたソウルの「南大門」は、国宝第一号として韓国を代表するシンボルにまで成長していることからわかるように、植民地期の美術政策の継承とともに、関野による建築学的価値判断が色濃く反映されたまま、韓国の文化財政策が歩き出したことも明らかになった。1960年代以降、現在まで、植民地的文化行政からまた関野の価値評価の基準から、どれほど自由になれたのかは今後の課題として残されている。